

令和7年度

第12回いわき市教育委員会議事録

令和8年3月24日（火）

## 第 12 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 令和8年3月24日(火) 午後4時00分
- 2 開催場所 東分庁舎 5階 会議室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 服 部 樹 理 |
| 教育長職務代理者 | 小 峰 美保子 |
| 委 員      | 阿 部 武 彦 |
| 委 員      | 小 林 利 明 |
| 委 員      | 緑 川 琴 江 |
- 4 説明のために出席した者の氏名
- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 教育部長                  | 赤 津 俊 一   |
| 教育部次長兼総合調整担当兼学校教育推進室長 | 寺 島 範 行   |
| 中央公民館長                | 武 山 忠 弘   |
| 総合図書館長                | 藁 谷 嘉 人   |
| 教育政策課長                | 間 部 芳 文   |
| 施設整備課長                | 作 山 純 子   |
| 参事兼生涯学習課長             | 藤 原 良 基   |
| 学校教育推進室学校教育課長         | 津 田 直 人   |
| 学校教育推進室学校支援課長         | 園 部 一 郎   |
| 総括指導主事兼総合教育センター所長     | 福 原 知 美   |
| 総合図書館副館長              | 秋 山 弓 子   |
| 文化振興課課長補佐             | 須 藤 真 理 子 |
| 美術館副館長                | 下 山 田 誠   |
| 保育・幼稚園課               | 藤 田 裕 子   |
- 5 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 酒 井 誠 司
- 6 閉 会 午後4時50分

## 会議の概要

**教育長** これから、令和7年度第12回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。

書記には酒井主任主査兼総務係長を任命いたします。

会期は、本日限りといたします。

議事録への署名は、本日出席された委員の皆様方をお願い申し上げます。

**教育長** はじめに、「6 議事」に入ります。

「6 議事」のうち、第2号から第7号は、進行の都合上、「7 その他」の後に審議を行いたいと思います。

それでは、「議案第1号 令和7年度いわき市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について」、教育政策課長から説明願います。

**教育政策課長** 〔議案第1号 令和7年度いわき市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**小峰委員** 限られた予算の中で、また、昨年度の反省点も踏まえて、各課工夫をして取り組まれているなど感じました。

美術館については、幼稚園や小学校のお子さんにとっては、訪れる機会が限られると思うのですが、今後も世代を問わず訪れたいような美術館を目指してほしいと思います。

特に小・中学生に対しては、夏休みにどのような企画展を開催するかという点が重要になるかと思います。今年度は、夏休み期間に「日本の巨大ロボット群像」の企画展が開催され、子どもから大人までわくわくするような催しとなり、大変盛り上がったと思います。

私も現職時代、夏休みに美術館に行き、その感想を絵日記に書くことを宿題にするなどして、子どもたちが芸術に触れる種まきをしていたものでした。こういった素晴らしい施設があるわけですから、子どもたちが小さいうちから美術に慣れ親しみ、豊かな感性を育む場となるよう、今後の取組みに期待しております。

**教育長** 他に御質問、御意見はありませんでしょうか。

御質問等がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。

「議案第1号 令和7年度いわき市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について」、これまでの協議結果をもちまして、教育委員会としての点検及び

評価とすることで、御異議ございませんか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

なお、今後は、本日の協議を反映させた報告書の最終版を作成し、教育委員の皆様へお届けするとともに、来年度の市議会6月定例会に提出し、併せて、市ホームページ等で公表を行うという流れになっております。

ここで、保育・幼稚園課は案件が終了となりますので、退席いただいて結構です。

**教育長** 続きまして、「議案第8号 いわき市文化財保護審議会委員の委嘱について」、文化振興課課長補佐から説明願います。

**文化振興課課長補佐** 〔議案第8号 いわき市文化財保護審議会委員の委嘱について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関して、お諮りいたします。

「議案第8号 いわき市文化財保護審議会委員の委嘱について」、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

**教育長** 続きまして、「7 その他」に入ります。

「7 その他」においても、進行の都合上、(3)、(4)から審議を行いたいと思います。

まず、「(3) 令和8年度教育文化施設における企画展等の開催について」、文化振興課課長補佐から説明願います。

**文化振興課課長補佐** 〔(3) 令和8年度教育文化施設における企画展等の開催について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** よろしいでしょうか。

次に、「(4) ふくしまデスティネーションキャンペーン特別企画 国指定史跡『中田横穴』の一般公開について」、文化振興課課長補佐から説明願います。

**文化振興課課長補佐** [(4) ふくしまデスティネーションキャンペーン特別企画 国指定史跡『中田横穴』の一般公開について の説明]

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** よろしいでしょうか。

ここで、美術館及び文化振興課は案件が終了となりますので、退席いただいて結構です。

**教育長** それでは、「7 その他」の(1)に戻ります。

「(1) 『第五期いわき市子ども読書活動推進計画(素案)』に係る市民意見募集(パブリックコメント)の結果について」、総合図書館副館長から説明願います。

**総合図書館副館長** [(1) 『第五期いわき市子ども読書活動推進計画(素案)』に係る市民意見募集(パブリックコメント)の結果について の説明]

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** よろしいでしょうか。

つづいて、「(2) 『第五期いわき市子ども読書活動推進計画』について」、総合図書館副館長から説明願います。

**総合図書館副館長** [(2) 『第五期いわき市子ども読書活動推進計画(素案)』について の説明]

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようであれば、「7 その他」を終了いたします。

続きまして、「6 議事」の議案第2号に戻ります。

はじめに、「議案第2号 いわき市教育委員会事務局組織規則の一部を改正

する規則について」、教育政策課長から説明願います。

**教育政策課長**〔議案第2号 いわき市に教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。

「議案第2号 いわき市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

次に、「議案第3号 いわき市総合教育センター条例施行規則及びいわき市図書館規則の一部を改正する規則について」、教育政策課長から説明願います。

**教育政策課長**〔議案第3号 いわき市総合教育センター条例施行規則及びいわき市図書館規則の一部を改正する規則について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。

「議案第3号 いわき市総合教育センター条例施行規則及びいわき市図書館規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

次に、「議案第4号 いわき市教育委員会の人事評価の実施に関する規程の一部を改正する訓令について」、教育政策課長から説明願います。

**教育政策課長**〔議案第4号 いわき市教育委員会の人事評価の実施に関する規程の一部を改正する訓令について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。

「議案第4号 いわき市教育委員会の人事評価の実施に関する規程の一部を改正する訓令について」、原案のとおりとよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

次に、「議案第5号 いわき市公立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、学校教育課長から説明願います。

**学校教育課長** 〔議案第5号 いわき市公立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。

「議案第5号 いわき市公立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりとよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

次に、「議案第6号 学校運営協議会設置校の指定について」、学校教育課長から説明願います。

**学校教育課長** 〔議案第6号 学校運営協議会設置校の指定について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**阿部委員** コミュニティスクールの設置は、今回で何例目ですか。

**学校教育課長** 最初が田人小・田人中、次が三和小・三和中、続いて遠野小・遠野中、そして小名浜三小・玉川中と、これまで4地区において指定しております。

これに、令和8年度には草野小・草野中と赤井小・赤井中が加わり、6地区となります。

**教育長** 議会答弁でも、今後は毎年5校程度ずつ増やしていくと方針を示しておりますので、この他にも順次進めていく予定です。

**阿部委員** 義務教育学校になることと、コミュニティスクールとして連携することとは、どんな違いがあるのでしょうか。

**学校教育課長** 一番の違いは人事の部分です。

義務教育学校においては、原則として小学校と中学校の両方の免許を保有する教員を配置することとなっておりますが、中学校の教員が小学校の免許を持っているケースが少ないため、当面の間は、経過措置として、例えば中学校の社会科の免許を持っている教員であれば、小学校の課程の社会科を担当できることになっています。

また、義務教育学校においては、小・中学校一貫して9年間の教育課程を編成しますが、コミュニティスクールでは、現在のところ、小学校は小学校、中学校は中学校で教育課程を組んでおりますので、その点も大きな違いとなります。

**教育長** 他に御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。

「議案第6号 学校運営協議会設置校の指定について」、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

**教育長** 御異議なしと認めます。

次に、「議案第7号 いわき市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則について」、学校支援課長から説明願います。

**学校支援課長** 〔議案第7号 いわき市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則について の説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。

「議案第7号 いわき市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

[委員より「異議なし」との声あり]

**教育長** 御異議なしと認めます。

その他、委員の皆様から、これまでの議案等についても結構ですので、何かありますでしょうか。

[「なし」との声あり]

**教育長** 以上ですべての議事が終了いたしました。円滑な会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上で、令和7年度第12回教育委員会を閉会いたします。